

地方独立行政法人への移行について

1 長野市民病院の現状と課題①

(1) 医療需要等への対応に関すること

団塊の世代が全員75歳に到達する平成37(2025)年には、さらに高齢化が進み、長野市民病院が属する長野保健医療圏では、3人に1人が65歳以上となることが予測されている。

- ◎がん、心疾患、脳血管疾患などの三大生活習慣病の治療や救急医療の需要増大が見込まれる。
- ◎急性期を脱した患者のリハビリテーション、合併症や高齢等による長期入院、在宅療養、介護などの十分な受け皿も必要となり、患者の状態に応じた切れ目のない医療サービスの提供が求められる。

超高齢社会における持続可能な医療・介護サービス提供体制の整備を目的とした医療制度改革が進められている。

- ◎高度急性期病床を削減し、急性期から回復期、長期療養、在宅医療まで、患者の状態に合った適切な医療が提供できるよう、医療機能分化・強化を推進される。

◆病床機能報告制度 ◆地域医療構想の策定

2 長野市民病院の現状と課題②

(2) 経営に関すること

平成23年度に5年ぶりに黒字化を果たし、それ以降3年連続で黒字決算となるなど、経営状況は改善しているものの、改善すべき課題がある。

◎一般会計繰入金は、減少傾向にあるものの、経営を安定させている重要な部分となっている状況は否めないことから、更なる改善の余地がある。

◎現在は、指定管理者制度による民間活力の導入によって効率的な運営が行われているが、地方自治法の制約などにより、予算執行に係る迅速な意思決定ができないなど、診療報酬改定等の医療環境の変化に柔軟に対応することが困難な場合も生じている。

◎指定管理者である長野市保健医療公社は、公益財団法人であるため、公共性は確保されているが、その反面、収支相償の原則(※)により、経済性の発揮という面においては、民間の効率的な経営感覚を十分に発揮できていないと言えない。

(※)収支相償の原則

公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を超えないこと(公益法人認定法の規定)。

◎病院の開設者は市長、運営者は長野市保健医療公社の長いう二元体制が病院の経営責任を不明確なものとしている。さらに、長野市保健医療公社は、5年間の指定管理期間と受任業務の範囲で責任と権限を全うすることとされているため、病院経営全般への目配りや中長期的な経営判断に基づく運営が難しい状況にある。

3 課題を踏まえた方策

(1) 医療需要等への対応に関すること

- ◎将来の医療需要等を踏まえた市民病院が果たす役割の整理
- ◎役割に基づき機能強化すべき診療体制等の明確化

高度医療や救急医療等の政策的医療及び地域に不足する医療など、長野市民病院が果たすべき役割を改めて整理し、必要な機能強化を図る必要がある。



①中長期的視点に立った計画的な機能強化

(2) 経営に関すること

- ◎迅速な意思決定に基づいた柔軟で健全な経営を可能とする新たな仕組みの導入
- ◎これに伴う今まで以上の経営責任の明確化と市民に対する経営の透明性確保

医療環境の変化に対応しながら、より経済性を発揮し、更なる経営の健全化を図っていくためには、これまで以上に市民に対する経営の透明性を確保した上で、迅速な意思決定に基づいた柔軟で健全な経営を可能とする新たな仕組みが必要となってきている。



②新たな仕組みを備えた透明性の高い組織への成長

4 地方独立行政法人への移行

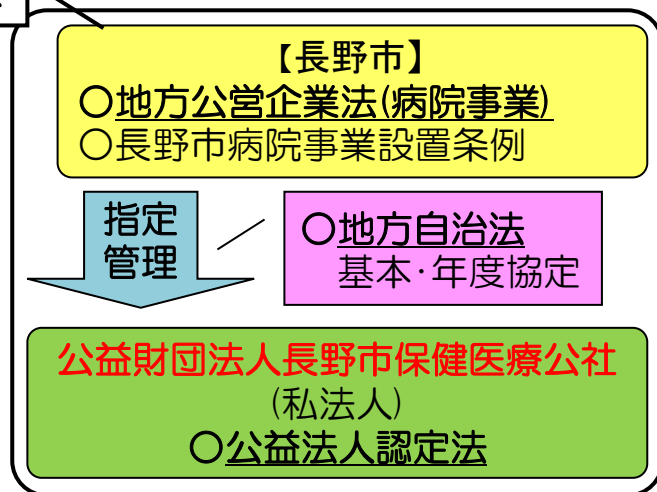
① 中長期的視点に立った
計画的な機能強化

② 新たな仕組みを備えた透明性
の高い組織への成長

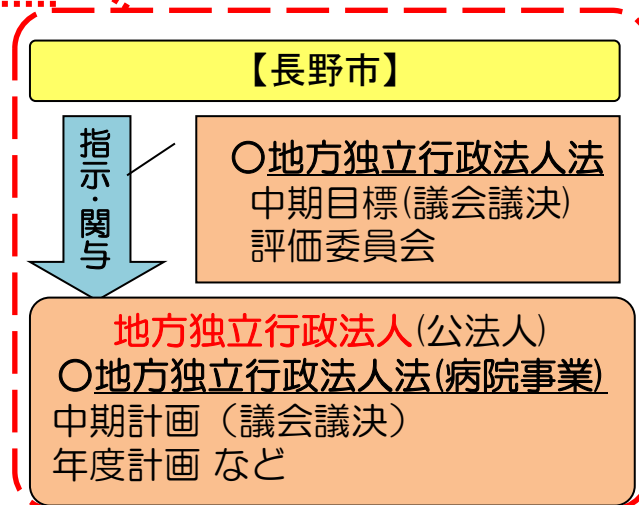
地方独立行政法人への移行

経営の自由度が高く、採算性が低くても必要とされる医療を提供する責務を有する市立病院としての役割を継続し発展させることが可能であり、議会等を通じて市民意見を反映させた病院の中長期的な経営目標を設定できることなどが制度として用意されている地方独立行政法人（非公務員型・公営企業型）へ移行することとした。

現状



移行後



移行

5 地方独立行政法人とは①

(1) 目的

地方独立行政法人制度は、地方分権改革の進展に伴い、新たに設けられた機動的・戦略的な仕組み。その目的は、単なる組織形態の変更ではなく、公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務事業について、政策の実施機能を分離させ、適正な事後評価等により、効率性・透明性を向上させることにある。

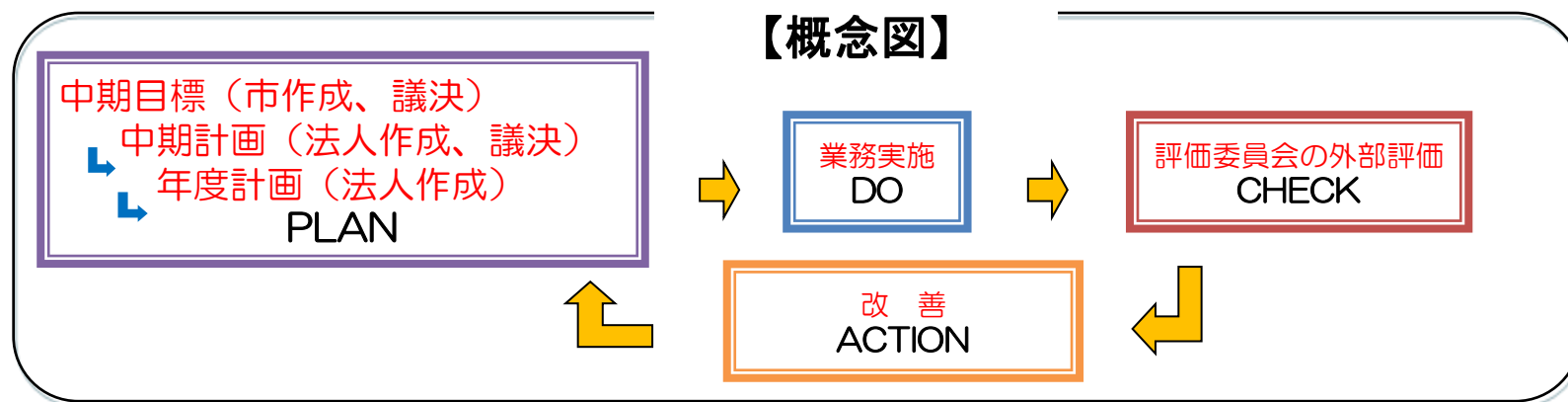
(2) 基本的事項

項 目	内 容
①設 立	市が、議会の議決を経て定款を定め、県知事の認可を受ける。
②役 員	理事長一人、副理事長、理事及び監事を置く。
③財産的基礎	地方独立行政法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金その他財産的基礎を有しなければならない。 地方公共団体でなければ、地方独立行政法人に出資できない。
④権利義務の承継	資産等をはじめとした権利義務については、議会の議決を経て、市から地方独立行政法人へ継承される。また、地方債の未償還残高及びこれに伴う利子に相当する債務も負担する。
⑤運営費負担金	事業の経費のうち、次に掲げるものは市が負担する。 ①経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費 ②能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

6 地方独立行政法人とは②

(3) 目標による管理と評価の仕組み「目標 ⇒ 計画 ⇒ 評価 ⇒ 業務運営への反映」

項 目	内 容
① 中期目標	市が議会の議決を経て策定し、法人に指示する3～5年の目標 医療提供内容、業務・サービスの質の向上、業務運営の改善及び効率化に関する事項等を定めるもの。
② 中期計画	法人が作成し、議会の議決を経て市が認可する3～5年の計画 市から指示された中期目標を達成するための具体的内容や予算、収支計画等を定めるもの。
③ 年度計画	法人が、中期計画に基づき年度ごとに実施する事項等を定める事業計画
④ 業務実績 評価	法人が作成した業務報告に基づき、評価委員会が評価する。 中期目標に係る業務実績及び各年度の事業実績に基づき事後評価を行い、その結果を公表する。



7 地方独立行政法人化で期待できること

項 目	内 容
(1)患者の視点を踏まえた病院運営	中期目標、中期計画の策定過程において、議会等を通じて市民意見を反映することができるため、患者の視点を踏まえた病院運営が可能となる。
(2)サービスや医療の質の向上	中期目標、中期計画の議会議決や、外部委員の業務実績評価等により、病院運営に関する業務改善が可能となるため、より質の高いきめ細やかな医療の提供が可能となる。
(3)効率性の向上	運営費負担金の水準等を中期計画に定めることで、効率性の向上にもつながる可能性がある。
(4)運営に関する積極的な情報公開	患者への説明責任も踏まえ、病院運営に関する法人の情報を積極的に公開することにより、透明性のある病院運営が可能となる。
(5)意思決定の迅速化	現在は、市長と病院の管理者による二元体制だが、法人化後は、理事長への経営の責任と権限の一元化が図られる。
(6)弾力的・効率的な経営	予算の単年度主義に縛られない執行により、複数年契約や医療機器の機動的な整備等が可能となる。また、今まで以上に経済性を発揮した経営が可能となることから、更なる経営の健全化が図られ、市の財政負担縮減にもつながる。

8 地方独立行政法人化による不安

項 目	内 容
(1)民間病院になって 市民病院ではなくな るのですか。	民営化するものではありません。地方独立行政法人は、市が100%出資して設立する公法人であり、その法人が病院を運営することになるため、市民病院であることに変わりはありません。
(2)市民の声が届きに くありませんか。	地方独立行政法人制度は、目標による管理や業務の実績評価等の過程において、議会等を通じて市民意見を反映する仕組みが設けられています。よって、業務運営に関する説明責任を果たしながら、こうした制度上の仕組みを有効に活用することで、今まで以上に市民の声が届き易くなります。
(3)不採算医療が切り 捨てられませんか。	政策的医療等の不採算医療は、公的医療とされ、行政責任の部分とも解されていることから、市の責任に基づき、地方独立行政法人の役割として、市の中期目標に必ず位置づけるとともに、市が法人を財政面において支援することにより、これからも安定的かつ継続的に提供していきます。
(4)経営のための資金 繰りに困りませんか。	法人独自での長期借入れや起債はできませんが、設立団体である市からの借入れができます。また、一時借入れは、中期計画の範囲内であれば、法人独自でも可能です。